

令和 7 年度社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金
(孤独・孤立対策担い手育成支援事業) 公募要領

令和 7 年 4 月 30 日府孤推第 197 号
内閣府孤独・孤立対策推進室長

社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金(孤独・孤立対策担い手育成支援事業) 交付要綱(令和 6 年 4 月 3 日内閣総理大臣決定。以下「交付要綱」という。)及び社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金(孤独・孤立対策担い手育成支援事業) 実施要領(令和 6 年 4 月 3 日府孤推第 7 号。以下「実施要領」という。)に基づき、以下のとおり公募する。

1. 目的

孤独・孤立対策担い手育成支援事業は、日常の様々な分野において孤独・孤立対策に取り組む民間団体に対して、運営能力の向上や活動基盤の整備を行う中間支援組織の取組(※)を支援することにより、民間団体による安定的・継続的な孤独・孤立対策を推進することを目的とする。

(※) 中間支援組織による取組例としては、以下のようなものが挙げられる。

- ・ 個々の NPO 等の運営基盤(資金調達、会計処理、広報等)を強化するためのノウハウ普及
- ・ 地域の孤独・孤立対策を推進するための NPO 等の人材育成とネットワーク形成の伴走支援
- ・ 個々の NPO 等が従来の活動領域を超えて行う取組促進のための専門家派遣やセミナー実施

2. 実施主体

実施要領(「2 実施主体」(1))で定めている要件を全て満たす者。要件のうち、特に「イ 市民活動に取り組む団体に対して、情報提供、相談対応、人材育成、ネットワーク形成等の非資金的支援、活動資金・施設の仲介・提供、市民活動に関する一般社会への啓発等を行う団体であること。」に留意すること。

3. 交付対象経費の区分及び交付率

交付要綱で定めたとおり。

4. 交付対象事業期間

交付決定通知以降から令和 8 年 3 月 31 日まで。

5. 応募手続

(1) 募集期間

令和 7 年 4 月 30 日(水)～令和 7 年 6 月 6 日(金)

(2) 応募書類及び留意事項

- ① 以下の書類を電子媒体にて提出すること。なお、応募予定者には様式を送付するため、(4)の問い合わせ先に連絡すること。
 - ・ 交付申請書(交付要綱別紙様式第 1)

・添付書類（交付要綱別紙様式第1の別紙1～7、その他添付書類）

（※）その他添付書類として、事業内容を分かりやすくまとめた資料を作成すること。具体的には、事業の実施目的・実施体制・実施スケジュール等を含む事業の全容が（図表等を適宜用いながら）集約されたものを想定。この資料は審査の重要な資料となることに留意すること。

② 提出された書類は交付決定に関する事務以外の目的には使用しないが、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除き、情報公開の対象となる。

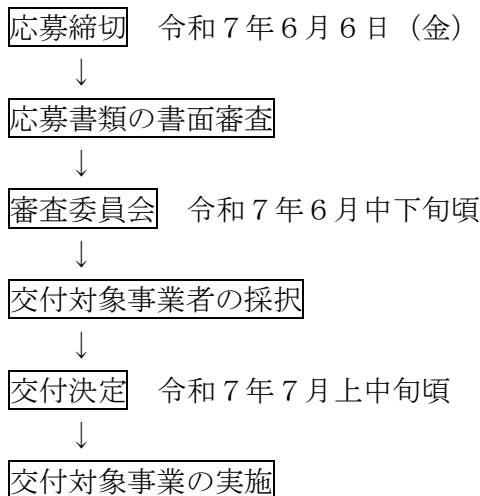
③ 応募書類の作成等に係る経費について、交付決定の可否を問わず支給しない。また、事業費に含めることもできない。

④ 応募書類に記載する事業内容について、実現可能であるものとする。なお、交付決定後に変更等の必要性が生じた場合は、交付要綱に基づき手続を行うこと。

⑤ 事業実施に当たっては、実施要領（「4 事業実施に当たっての留意点」）のうち、特に「(1) 交付事業者は、一つの都道府県を超えた区域で事業を実施するものとする。ただし、北海道の広域（複数の振興局にまたがる区域）又は沖縄県において事業を実施する場合は、当該区域のみで事業を実施することができるものとする。」に留意すること。

（3）応募書類提出後のスケジュールについて

応募書類提出後のスケジュールの概略は以下のとおり。



（4）問い合わせ先

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 内閣府本府庁舎3階

内閣府孤独・孤立対策推進室 担当：土屋、杉野、寺島

電話：03-3581-4537（直通）

※提出先のメールアドレスについては、応募書類の様式を送付する際、通知する。

5. 応募書類作成上の留意点

① 交付要綱、実施要領及び本要領を熟読の上、応募書類を作成すること。

② 事業の一部（軽微なものを除く。）を委託する場合は、必要性、委託先の決定方法、委託予定額及び業務範囲を明示すること（検討中の場合を含む。）。

6. 審査の方法

審査方法については募集期間の終了後、提出のあった5.(2)①の応募書類について、内閣府孤独・孤立対策推進室が開催する審査委員会において審査し、予算の範囲内において交付事業者の選定を行う。

以下、実施要領記載の抜粋

2 実施主体

(1) 本事業の実施主体である中間支援組織（以下「交付事業者」という。）は、次のすべての要件を満たす団体とする。

ア 法人格を有する非営利団体（特定非営利活動法人、社会福祉法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人等）であること。

イ 市民活動に取り組む団体に対して、情報提供、相談対応、人材育成、ネットワーク形成等の非資金的支援、活動資金・施設の仲介・提供、市民活動に関する一般社会への啓発等を行う団体であること。

ウ 日本に拠点を有していること。

エ 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。

オ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、申請者の役員等が暴力団員である団体若しくは暴力団員がその経営に実質的に関与している団体ではないこと。

キ 宗教活動又は政治活動（政策提言活動を除く。）を主たる目的とする団体ではないこと。

ク コンソーシアムで応募する場合にあっては、次に掲げるいずれにも該当すること。

① コンソーシアムの構成員は、単体法人又は他のコンソーシアムでの応募をしていないこと。

② コンソーシアムを構成する法人間において、交付決定後、その結成、運営等について以下の事項に関する規程を含む協定を締結すること（協定書（案）については、申請書とともに事前に提出し、交付決定後には、速やかに協定書を提出すること。）

- ・代表者の権限（申請、報告、請求、財産管理、内閣府との調整）
- ・事業を実施する上での監理体制
- ・各構成員の業務の分担

③ コンソーシアムの構成員全てが上記ア～キの全てを満たしていること。

3 事業内容

交付事業者は、孤独・孤立の問題の予防の観点から、日常の様々な分野における緩やかな「つながり」の構築を実践している、あるいは新たに取り組もうとしているNPO等を発掘し、地域の多様な主体との連携・協働を促進するとともに、情報提供、相談対応、研修等による伴走型支援を通じて個々のNPO等の経営力や事業力を高め、孤独・孤立対策の機運醸成と安定的・継続的な推進体制を構築する。

【取組例】

- ・孤独・孤立対策に取り組むNPO等に対する運営基盤（資金調達、会計処理、広報等）の強化のための伴走支援や専門家派遣、講習会等の実施
- ・地域の孤独・孤立対策の機運醸成と関係者間のネットワーク形成
- ・従来の活動領域を超えた緩やかなつながりづくりのモデル構築
- ・支援物資・サービスの効率的な提供に向けたデジタル化支援

4 事業実施に当たっての留意点

- （１）交付事業者は、一つの都道府県を超えた区域で事業を実施するものとする。ただし、北海道の広域（複数の振興局にまたがる区域）又は沖縄県において事業を実施する場合は、当該区域のみで事業を実施することができるものとする。
- （２）交付事業者は、本事業の対象経費と重複して、各府省が所管する補助金等の交付を受けてはならない。なお、本事業の対象経費は、事業を実施するために直接必要な経費とする。
- （３）交付金の交付を受けようとする者は、交付申請時に事業の目標に関する客観的な指標を設定するとともに、事業完了時にその達成状況について評価を行うものとする。